

合計スコアの集計

次元	次元のスコア(スコアに○をつける)				
I 危害のリスク	1	2	3	4	5
II 生活機能の状態	1	2	3	4*	5
III 併存障害	1	2	3	4*	5
IV 回復環境					
環境的ストレス	1	2	3	4	5
環境的支持	1	2	3	4	5
V 回復力と治療課題	1	2	3	4	5
VI 受容と頑守	1	2	3	4	5
児童青年	1	2	3	4	5
親/子/る親育者	1	2	3	4	5

*二種類ある場合は、マークされた方のスコアは折り返しの最高が自動的に選択される。
M: 重要なキーワードと該当する項目の上に印をつける。M: 可能範囲

合計スコア 施設されるレベル・オブ・ケア

レベル・オブ・ケア合計スコア表

レベル	範囲	スコア
0	手取と健産精神のための基本サービス	7~9
1	障害児特と健産管理	10~13
2	外来サービス	14~16
3	集中外来サービス	17~19
4	24時間の精神医学的監視を伴わない集中的、就寝ナビゲーション	20~22
5	保育院でない、24時間の精神医学的監視	23~27
6	保育院、24時間の精神医学的監視	28以上

レベル・オブ・ケアの判定例1

次元	次元のスコア(スコアに○をつける)				
I 危害のリスク	1	②	3	4	5
II 生活機能の状態	1	②	3	4*	5
III 併存障害	①	2	3	4*	5
IV 回復環境					
環境的ストレス	1	2	③	4	5
環境的支持	1	2	3	4	5
V 回復力と治療課題	1	2	④	4	5
VI 受容と頑守	1	2	⑤	4	5
児童青年	1	⑥	3	4	5
親/子/る親育者	1	2	⑦	4	5

*二種類ある場合は、マークされた方のスコアは折り返しの最高が自動的に選択される。
M: 重要なキーワードと該当する項目の上に印をつける。M: 可能範囲

合計スコア 施設されるレベル・オブ・ケア

レベル・オブ・ケアの判定例2

次元	次元のスコア(スコアに○をつける)				
I 危害のリスク	1	2	3	④	5
II 生活機能の状態	1	②	3	4*	5
III 併存障害	①	2	3	4*	5
IV 回復環境					
環境的ストレス	1	②	3	4	5
環境的支持	1	②	3	4	5
V 回復力と治療課題	1	②	3	4	5
VI 受容と頑守	1	②	3	4	5
児童青年	1	②	3	4	5
親/子/る親育者	①	2	3	4	5

*二種類ある場合は、マークされた方のスコアは折り返しの最高が自動的に選択される。
M: 重要なキーワードと該当する項目の上に印をつける。M: 可能範囲

合計スコア 施設されるレベル・オブ・ケア

CASII演習

症例1 ローラ (p.58)

ローラは7歳の少女で、両親共に指導を経て担任教師を控えと見したことで受験した。彼女は自分で服を脱ぎ込んだことがある。彼女は頻繁にかんしゃくを起こし、家の中の物を破壊する。彼女は運動でも学校でも筋力を從事することを拒否している。彼女は兄弟と競争にけんかをしていて、学校で友だちを恥めてライラウトさせられることが多い。彼女は2歳の時から喫煙の治療を受けている。最近困難のために喫煙を辞めることが多い。彼女は毎入浴を嫌うことを訴げることが多い。彼女は恐れの下で、母親と二人のきょうひいと生活している。最近近い隣家とは約200メートル離れている。彼女の父親は大蔵を営んでいてここで営業駐車場である。母親は勤めていない。ローラがいつもお腹を空かせているという過食がある。また母乳育児も行っている。彼女は学校の家庭支援センターに通っているが、母親はめったに参加しない。ローラは学校の精神保健センターのスタッフに評議されだが、母親は評議にも参加せらるいにも関わらずそれを拒否した。母親は学校がローラにノックを服用させることを何回もしたが、自分で喉に呑ませることにならなかった。ローラは暴食したときも、嘔吐することを拒否したが、それでよりも効果的ではなかった。彼女は暴食に行くのはほかほかしいことだと思うている。

症例の結果(ローラ)

次元	次元のスコア(スコアに○をつける)				
I. 心理的リスク	T	Z	3	④	5
II. 生活機能の状態	-	2	3	⑤	5
III. 傷作障害	1	2	3	④*	5
IV. 因体環境					
感情的ストレス	1	2	3	③	5
環境的支持	1	2	3	④	5
V. 病理力と治療経験	1	2	3	④	5
VI. 受容と離れ	1	2	3	④	5
児童青年	1	2	3	4	5
既往者	1	2	3	④	5
既往:心疾患者	-				
* トータル高得点の最高スコア(1-5)がこの項目は最高高得点の最高が最も高いこと					
VI. 受容者と施設:心疾患者のスコア(1-5)が最も高いことを示す					
合計スコア	27				
基準されるレベル・オブ・ケア	5				

症例2 ジェームス (p.63)

16歳の高校生であるジェームスは、1年前から異なるロックミュージシャンになって、自分の歌によって人気を魅きかっ守るために、神によって地獄へ身を立たせ、という妄想を持つようになりました。この半年は妄想が現れるまでは意識を意識したことになかった。1年前に、発症したとき、彼は神が話しかけてくれて幻聴も体験したことがなかった。この半年の家庭は上昇や下降運動で、両親は妻子の暴言の治療のために精神的に協力した。彼は1年間治療を受け、現在は公立学校の中でのデイリーリハビリメントを受けている。彼の妄想は依然として残っているが、ある程度現實的、叫び声でよくよくなっている。内面的な感情が弱り、純として治療者に対して苦痛を感じることもある。彼は自己治療として過剰な飲酒を続けており、そのため彼の判断力が障害されても、彼の学校での成績は非常に悪い。特に家族や友だちから離れていくようとすることがある。物質使用のため、彼の精神的な問題は複雑になり、彼の個性を悪化させる原因になっている。

症例の結果(ジェームス)

次元	次元のスコア(スコアに○をつける)				
I. 心理的リスク	1	Z	③	4	5
II. 生活機能の状態	1	2	3	④	5
III. 傷作障害	1	2	3	④	5
IV. 因体環境					
感情的ストレス	①	2	3	4	5
環境的支持	①	2	3	4	5
V. 病理力と治療経験	1	2	3	④	5
VI. 受容と離れ	1	2	3	④	5
児童青年	1	2	3	④	5
既往者	①	2	3	4	5
既往:心疾患者	-				
* ローラー高得点の最高スコア(1-5)がこの項目は最高高得点の最高が最も高いこと					
VI. 受容者と施設:心疾患者のスコア(1-5)が最も高いことを示す					
合計スコア	23				
基準されるレベル・オブ・ケア	4				

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究者報告書

性的虐待をうけた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究

分担研究者 岡本正子 大阪教育大学教育学部教授

研究要旨

研究2年目の今年度は、児童相談所における性的虐待事例への援助枠組み（特に家族支援）の実態を把握するための事例調査と、虐待を行っていない保護者（非加害親）に対する介入初期のアセスメントに関する文献研究を行った。

実態調査は、三府県（大阪府、静岡県、岡山県）の児童相談所が平成19年度に対応した性的虐待事例（一部平成20年度前半期も含む）のうち、担当者が一定関わった事例を対象とし、大阪府70例、静岡県11例、岡山県12例が集約された。分析は統計処理されたデータをもとに行なわれたが、その際、集約状況が異なったため、大阪府と静岡県の合計81例と岡山県事例とは別々に分析を行い、各府県における性的虐待事例への対応状況および援助枠組みの現状と課題について整理した。また援助内容については、性的虐待を受けた子どもの回復には、非加害親が子どもを守れるかどうかが保護因子として重要であることが指摘されていることから、非加害親や家族への支援状況、および虐待者への対応を中心に分析を行った。

家族支援は、大部分の事例で非加害親である母親を対象に児童相談所が中心となつて場を設定する形で行われており、ケースに応じて、そこに拡大家族が参加するという支援状況であった。虐待者に関しては、児童相談所による一定の指導が行われていたが、虐待者が成人の場合と未成年のきょうだいの場合においては、対応課題の整理がまず必要と考えられた。また文献調査からは、家庭内性的虐待事例で「非加害親が子どもを守れるかどうか」に関する介入初期のアセスメントツールにはまだ万全のものはない、という結果であった。

以上から、介入初期における家族支援の今後の課題としては、実践分析を深めることを通して、子どもの支援者としての非加害親アセスメントツールの検討と、非加害親を中心とした家族が子どもを守れるような支援の有り方をさらに深める必要があると考えられた。

また今回の調査の対象となった児童相談所では、性的虐待事例へのFGCの適用は行われていず、欧米と法的体系や文化の異なる日本において、性的虐待事例へのFGCの適用に関しては、虐待者を除いた家族参画の方向性を探るなど、さらなる検討が必要と考えられた。

研究協力者

本間 博彰 宮城県子ども総合センター所長

小野 善郎 宮城県保健福祉部技術副参事兼宮城県子ども総合センター技術次長

桐野 由美子 京都ノートルダム女子大学教授

増沢 高	子どもの虹情報研修センター研究課長
鶴飼 奈津子	大阪経済大学人間科学部准教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部家庭福祉研究部長
渡辺 治子	大阪府池田子ども家庭センター所長
平岡 篤武	静岡県立吉原林間学園治療指導課長
薬師寺 真	岡山県福祉相談センター総務企画課主任
薬師寺 順子	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課課長補佐

A 研究目的

児童相談所における性的虐待事例への援助枠組みと家族支援に関する現状分析と課題に関する検討を引き続き行なう。

研究2年目の本年度は、児童相談所における性的虐待事例の援助枠組みと家族支援の実態を把握し課題を整理する。また昨年度の研究で浮かび上がった初期対応時点における非加害親のアセスメントツールに関する情報を整理する。これらを踏まえて、性的虐待事例への家族支援並びにその際のFGCの適用についての検討を引き続き行なう。

B 研究方法

I 児童相談所における性的虐待事例への家族支援に関する実態調査

1) 対象

研究協力者のいる大阪府・静岡県・岡山県の児童相談所が、平成19年度に対応した性的虐待事例（一部平成20年度前半期も含む）のうち、担当者が一定関わった事例。

大阪府70例、静岡県11例、岡山県12例

2) 方法

① 調査方法

大阪府の「平成20年度すこやか家族再生応援事業『性的虐待を受けた児童の非加害親支援プログラム』」の一環として大阪府プロジェクトチームが行った事例調査に連動して、静岡県・岡山県の両県において、それぞれが事例調査を行った（調査票は大阪府プロジェクトチームで作成されたものについて検討し用いた）。

記入は、大阪府と静岡県においては事例担当者が記入し、担当者がいない場合は研究協力者がファイルをもとに記入した。岡山県においては、研究協力者がファイルをもとに記入し、担当者に確認するという方法をとった。結果の集約は各府県において入力し、統計的処理をおこなったデータの提供を受けて分析した。

② 調査期間

平成20年11月～21年1月

3) 倫理面への配慮

得られた資料は各府県において入力され統計的な処理が行なわれたデータについて分析を行い、研究終了後、分担研究者の責任で適正に廃棄する。結果の公表については、公共の利益を鑑みて行なうものとする。

II 文献調査

性的虐待事例の非加害親アセスメントに関する文献の収集（海外の資料収集）

C結果

I 大阪府および静岡県の 81 事例

1 発見の経緯、直前相談経路、関わった機関

1) 直前相談経路（表 1）

直前相談経路は、学校が 22 例（27.2%）と最も多く、ついで家族 15 例（18.5%）、児童本人 10 例（12.3%）、家庭児童相談室・福祉 10 例などであった。

2) 発見の経緯（表 2）

発見の経緯は、「子ども自身が相談」が 54 例（63.0%）と最も多く、ついで家族が発見 10 例（12.3%）、子どもの性的言動で周囲が気づく 5 例であった。子どもの相談先として学校が多い状況が見える。

3) 性的虐待に関わった機関（表 3）

関わった機関は複数回答であるが、中学を始めとする学校が最も多く、ついで医療機関、家庭児童相談室となっている。医療機関が 28 例と多いのは、大阪府においては、初期対応時に婦人科受診を行なう事例が多いことを反映している。

4) 相談受付時の子どもの生活場所

相談受け付け時、在宅が 76 例、施設入所中が 5 例であった。

5) 直接面接ができた人

初期対応時点で直接面接できた人は、当該児童本人 75 例、虐待者 49 例、家族 70 例であった。

2 性的被虐待児

1) 性別

性別は、男子 2 例、女子 79 例ほとんどが女子であった。

2) 相談受付時の年齢（表 4、表 5）

相談受付時年齢は 2 歳～17 歳（平均 12.6 歳）で、13、14 歳が最も多い。また学年では、表 5 に示すように小学 5 年から増加し、中学 3 年が最も多い。この場合、中学生が 46.9% をしめる。

3) 性的虐待を受け始めた時期（表 6）

性的虐待を受け始めた時期は、0 歳の 1 例を省くと 4 歳以降 16 歳（平均 11.1 歳）にわたっている。その場合 9 歳以降に増加し、13 歳でピークがあり 15 歳までが多い結果となっている。このことは、性的虐待の好発年齢は 3 歳～高校生までという先行研究の結果と同様であり、そのうちでも女子の第 2 次性徴が始まるころに増え、中学生年齢までが多いという結果になっている。

4) 性的虐待の内容

①虐待期間（表 7）

無回答を除く 63 例の虐待期間は、1 ヶ月～6 ヶ月未満が 11 例と最も多いため、1 年未満では 21 例（33.3%）と約 3 分の 1 を占める。一方、3 年以上が 25 例（39.7%）と約 4 割を占める現状もある。

②虐待頻度（表 8）

虐待頻度は不明・無回答も多いが、把握された状況としては、週に数回以上～年に数回となっている。

③性交の有無

性交については、不明 9 例を除く 72 例のうち、「有」が 20 例、「無」が 52 例となっている。この場合、「無」については、有りが含まれている可能性も考えられる。

④虐待時の状況

性的虐待時の状況について、暴力の

介在、報酬、言葉の脅し、虐待時の子どもの抵抗について尋ねた。「暴力の介在が有」は回答のあった 70 例のうち 7 例であった。「報酬有」は回答のあった 70 例のうち 12 例で、その内容は、物やお金・その子どもを特に可愛がるなどであった。「言葉の脅し有」は、回答のあった 60 例のうち 21 例であった。また「子どもの抵抗」は、65 例のうち 43 例 (66,2%) がなんらか抵抗していた。

⑤妊娠・出産

妊娠し出産した事例が 2 例あった。

5) 当該児童への他の虐待の有無

他の虐待の有無に関しては、回答のあった 69 例のうち、「有」34 例、「無」35 例であった。「有」の場合の虐待種別に関しては、身体的虐待が 17 例、ネグレクト 15 例、心理的虐待 4 例であった。

3 性的虐待者（表 9）

性的虐待者について、静岡県事例はすべて「実父か継父・養父」であるが、大阪府においては、それ以外に内夫(内縁関係の夫)や同居に準ずる交際相手、親族、きょうだいが性的虐待者である場合も含んでいる。その理由は、それらの場合でも被虐待児の安全を守るためにには、性的虐待としての対応が必要になるからである。(ネグレクトとして扱われた場合、関係者の対応スタンスが違ってくる)。

複数回答を求めたところ、6 例について性的虐待者が複数との回答であった。したがって性的虐待者について、合計 87 例の内訳をみると、表 9 に示すように「養父・継父・内夫」が 32 例 (36.8%) と最も多く、ついで実父

18 例 (20.7%)、きょうだい 13 例 (14.9%) であった。この場合、同居なしの母の交際相手（ほぼ同居に準ずる影響力有り）を加えると、実父以外の母のパートナーが 43.7% を占めていた。

性的虐待者の犯罪歴については、回答のあった 36 例中 5 例に犯罪歴があり、そのうち性犯罪歴が 3 例だった。また就労状況としては、定職についているものの割合が多くかった。

4 家族・非加害親

1) 家族構成（表 10）

家族構成は、継父・実母世帯が 28 例と最も多く、ついで母子世帯 23 例、実父・実母世帯 15 例である。この場合、静岡県例には、母子世帯は含まれていない。

2) 非加害親（表 11）

非加害親の子どもとの続柄を表 11 に示すが、81 例のうち 69 例（両親と区分されている 2 例も含む）と、大部分 (85,2%) が実母である。

非加害親が子どもを守れない事情を複数回答で求めたところ、親自身の疾病や障害が 9 例、虐待者との関係が 30 例、経済的問題が 12 例、その他 3 例（家出など）であった。虐待者との関係の背景は、支配・服従関係 30 例、DV 介在 21 例、不和・別居 11 例などであった。

また非加害親自身の被虐待歴が把握された 25 例（親自身が語るときに把握している）のうち被虐待歴有りは 14 例で、その内訳（複数回答）は性的虐待 10 例、ネグレクト 4 例、身体的虐待 2 例、心理的虐待 2 例と性的被虐待歴のある人が最も多かった。

3) 他のきょうだいへの虐待

他のきょうだいへの虐待は、有り 27 例、無し 48 例、不明・無回答 6 例だった。その場合、他のきょうだいへの主たる虐待の種類は、身体的虐待 10 例、性的虐待 16 例、心理的虐待 2 例と、性的虐待が一番多かった。

4) 家族等で性的虐待の事実を知っている人

家族等で虐待事実を知っている人は、回答のあった 68 例のうち、知っている人がいるのは 49 例 (72.1%) であった。49 例の内訳は、子どものきょうだい 24 例、親族 19 例、その他 6 例となっていた。

5 処遇（表 12、表 13）

処遇結果は、表 12 に示すように、一時保護せず 在宅のまま処遇が 21 例 (25.2%)、一時保護した事例が 53 例 (65.4%) となっている。また一時保護した事例のうち、保護後に引取り 29 例 (35.8%)、保護後に施設入所 24 例 (29.6%) である。保護後の入所施設は児童養施設が最も多く、ついで情緒障害児短期治療施設となっている。

在宅のまま処遇の場合、「非加害親が虐待者と別居」が最も多く、それに「子どもが家を離れる」を加えると約 7 割弱が子どもは虐待者と離れている。しかし、在宅で虐待者と子どもの同居が続いている事例や、一時保護後に虐待者がいる家へ戻る事例も一定あった。この場合、まず個々の事例の内容把握が必要であるが、そこには対応課題もあると考えられ、検討が必要である。

6 児童相談所の対応/援助への、虐待者および非加害親の態度・意向

1) 虐待者（表 14~18）

児童相談所の対応への態度を見るために、ここでは虐待者を 3 群（パートナーの場合、きょうだいの場合、その他親戚の場合）に分けて整理した。その際、非加害親の内縁関係のパートナー・および同居に準ずるパートナーに関しては、パートナーの群にいれて整理した。3 群に分けたのは、虐待防止法では虐待者は保護者等となっていること、および臨床的観点からである。

この 3 群と「虐待事実への態度、被虐待児の処遇に対する意向(話し合い、一時保護、施設入所)」についてクロス集計を行った。結果を表 14~18 に示すが、表 14 は無記入を、表 15~18 は不明・無記入を除いている。

虐待事実への態度や、被虐待児の処遇に対する意向のいずれにおいても、虐待者が成人（パートナーや親戚）の場合ときょうだいの場合とでは違いがあった。虐待事実への態度は、パートナーの場合は「否認や一部認める」ケースが多く、「認めて反省」の 4 倍となっている。一方、きょうだいの場合は、ほとんどが「認めて反省」である。またパートナーは、話し合ひへは応じる人の方が多いが、一保や施設入所へは応じると応じないがほぼ同じである。一方、きょうだいでは、事実への態度や処遇への意向は、ほぼ児童相談所の提示に従う状況が見られる。

2) 非加害親（表 19~22）

表 19~22 は、初期対応時および児童相談所の介入後の非加害親の態度や処遇への意向を示している。

① 事前の気づき

非加害親が「虐待事実を事前に気づいていたか」については、「事前の気づ

き有り」は 55 例中 24 例 (43,6%)、「事前には気づいてなかった」は 31 例 (56,4%) とほぼ同数である。

② 初期の子どもへの態度

虐待事実を知った後の「初期の子どもへの態度」は、「子どもを守る」が 57 例中 17 例 (29,8%)、「守れない (放置・黙認・否認・責める)」24 例 (42,1%)、「困惑・動けない」16 例 (28,1%) と即守る方に動く人は約 3 割である。

③ 介入後の態度

児童相談所の関与後の非加害親の態度としては、「守る姿勢を貫く」が 57 例中 21 例 (36,8%)、「守る姿勢に転じる」19 例 (33,3%)、「拒否・一貫して守れない」17 例 (29,8%) と、守る姿勢に転じる人が約 3 割強見られる。すなわち児童相談所の介入後の姿勢として、「守る姿勢を貫く」と「守る姿勢に転じる」をあわせると約 6 割が「子どもを守る」方向に動いている。

この「守る姿勢を貫く」と「守る姿勢に転じる」を子どもを「守れる」群として、「守れない」群の 2 群に分けて、「虐待期間」、「事前の気づき」との関連で見た。

④ 「事前の気づき」 × 「虐待期間」

両者の関連（表 19）は、虐待期間が長くなるほど気づいていた割合が高くなる傾向が見られるが、特に 3 年を境に、発覚前の気づき有りと無しとの割合に逆転がみられている。

⑤ 「事前の気づき」 × 「子どもを守れるか」

両者の関連（表 20）は、事前に気づいていなかった群のほうが、発覚後の児童相談所の関与に対して、「守る姿勢を貫く」ケースが多い傾向が見られるが、しかし「気づいていた事例の中に

も守る姿勢に転じる」ケースも一定見られる。さらに両群にも、一定の割合で「守れない」群がある。

⑥ 「虐待期間」 × 「子どもへの初期の態度」

両者の関連（表 21）では、虐待期間が 3 年未満の場合は非加害親が子どもを「守る」14 例「守れない (放置・黙認・否認・責める)」13 例と拮抗しているのに対し、3 年以上の場合は守れない群が明らかに多くなっている。

⑦ 処遇結果

児童相談所の処遇は、児童相談所が関与した後の子どもの意向や、非加害親や虐待者の態度によって総合的に判断される。表 22 は子どもの意向を示しており、非加害親が守る姿勢を貫いた場合は、「虐待者がいなければ家族と暮らしたい」が最も多いが、非加害親の態度が一貫しない場合は、「虐待者がいても家族と暮らしたい」が多い結果となっている。また非加害親が子どもを拒否する場合は、「家以外の場所を希望する」子どもが多い結果である。また、非加害親が守る姿勢を貫く、あるいは守る姿勢に転じても家に帰りたくない子どもが一定おり、このことはそれまでの子どもの傷つきを現していると考えられる。

初期対応時点における処遇結果を、非加害親の態度で見ると、「守る姿勢を貫く・守る姿勢に転じる」群において最終的に在宅処遇の割合が多くなっているが、その中にも施設入所の事例が一定ある。また、「拒否・一貫した態度をとれず」群において施設入所より在宅処遇がやや多い結果になっているが、この内容には拠大家族や親戚など自宅以外への引取りがあることや、子ども

と家族双方の施設入所拒否の事例も含まれていると考えられる。

7 支援状況

1) 非加害親への支援（表 23～25）

非加害親への支援は、児童相談所においては CWを中心とし、随時あるいは定期的に行われている（表 24）。支援内容には福祉的支援と心理的支援の内容があり、表 25、26 に示すように、子どもの親として子どもを守れるような働きかけが中心となっている。非加害親には、子どもの保護者としての側面と親自身が被害者としての側面があり、そして加害的側面を持つこともある。それらの側面への働きかけがなされることになる。

2) 子どもへの支援（表 26～28）

子どもへの支援は、児童相談所・入所施設が中心で、時に治療が必要な時には医療機関が行っている。頻度は随時が多く、形態としては継続面接・心

理的ケアとなっている。支援内容は表 29 に示すように、安心して日常生活を送ることの支援が最も多く、ついで家族との関係の整理、被害の受け止めや開示後の不安へのサポート、自己肯定感の取り戻しなどとなっている。子どもへの支援状況は、大阪府と静岡県で差が見られるが、全体としてまだ充分には行えていない状況がある。

3) 虐待者への指導・支援

虐待者への指導・支援に関しては、きょうだいが加害者の場合は、児童相談所等で比較的取り組まれている。しかし、虐待者がパートナーなど成人の場合は子どもを守るという方向での指導は行われているが、加害者自身の課題への取り組みは、児童相談所ではほとんど行なわれていない。このことは、児童相談所が主体として受け持つ内容とは考えにくいが、加害者への指導・援助が行われる体制の構築が望まれる。

表1 直前相談経路

直前相談経路	人数	%
児童本人	10	12.3
家族	15	18.5
親族	3	3.7
近隣	2	2.5
知人	3	3.7
学校	22	27.2
幼稚園・保育所	2	2.5
児童福祉施設	2	2.5
警察	2	2.5
病院等	2	2.5
保健所・保健 C	2	2.5
家児相・福祉	10	12.3
その他	6	7.4
合計	81	100.0

表2 発見の経緯

家族が虐待場面を発見	10
子ども自身が相談	54
子どもが示す性的言動で周囲が気づく	5
他の症状や問題行動への対処の中で明らかになる	1
病院等で発見(妊娠・性病など)	2
その他	5
合計	77

(4名無回答)

表3 性的虐待に関わった機関(複数回答)

福祉事務所	8	医療機関	28
家庭児童相談室	22	警察	7
保健所・保健センター	3	裁判所	3
保育所・幼稚園	6	児童委員	0
小学校	14	弁護士	5
中学校	36	児童福祉施設	11
高校	14	その他	5

表4 相談受付時年齢

年齢	人数	%
2	1	1.2
4	2	2.5
5	1	1.2
6	3	3.7
7	1	1.2
9	8	9.9
10	2	2.5
11	7	8.6
12	1	1.2
13	15	18.5
14	15	18.5
15	11	13.6
16	6	7.4
17	8	9.9
合計	81	100

表5 受付時学年

学年	人数
0~2歳	1
3~6歳	5
小学1年	2
小学3年	2
小学4年	5
小学5年	9
小学6年	1
中学1年	8
中学2年	14
中学3年	16
高校1年	9
高校2年	4
高校3年	4
高校中退	1
合計	81

表6 虐待を受け始めた時期

年齢(才)	人数	%
0	1	1.4
4	2	2.9
5	3	4.3
6	3	4.3
7	2	2.9
8	2	2.9
9	8	11.6
10	6	8.7
11	5	7.2
12	6	8.7
13	11	15.9
14	9	13.0
15	7	10.1
16	4	5.8
合計	69	100

(12名無回答)

表7 虐待期間

虐待期間	人数	%
1か月未満	3	4.8
1ヶ月～6ヶ月未満	11	17.5
6ヶ月～1年未満	7	11.1
1年～2年未満	10	15.9
2年～3年未満	7	11.1
3年～4年未満	6	9.5
4年～5年未満	6	9.5
5年～6年未満	6	9.5
6年以上	7	11.1
合計	63	100

(18名無回答)

表8 虐待頻度

虐待頻度	人数
年に数回	16
月に数回	13
週に数回	8
それ以上、頻回	11
不明	11
合計	59

(22名無回答)

表9 虐待者(複数回答)

虐待者	人数
実父	18
養父・継父・内夫	32
母の交際相手(同居なし)	6
実母	2
継母	1
父の交際相手(同居なし)	0
きょうだい(血縁有)	13
きょうだい(血縁無)	0
その他(親族)	15
合計	87

(内6名複数回答)

表10 家族構成

家族構成	世帯数
実父実母世帯	15
実父・継母世帯	1
継父・実母世帯	28
父子世帯	4
母子世帯	23
その他	9
合計	80

(1名無回答)

表11 非加害親と子どもの続柄

子どもとの続柄	人数
実父	2
養父・継父	6
実母	67
養母・継母	2
親族	1
両親	2
合計	80

(1名無回答)

表 12 実際の処遇結果

在宅のままでの処遇(一時保護なし)	21
一時保護後に引き取り	29
一時保護後に施設入所	24
入所後に起こる(許外時等)or 判明する	2
相談の拒否・中断	2
調査中で処遇決定未定	1
その他	2
合計	81

表 13 一時保護後に施設入所

里親	1
児童養護施設	14
情緒障害児短期治療施設	5
知的障害児施設	2
その他施設等	1
合計	23

表 14 虐待者 × 虐待事実についての態度

		虐待事実についての態度			合計
		否認・一部応じる	虐待と認識・反省	不明	
虐待者	パートナー	28	7	16	51
	きょうだい	1	7	2	10
	その他	6	3	3	12
合計		35	17	21	73

表 15 虐待者 × 話し合いへの態度

		話し合いへの態度		合計
		拒否・回避・しぶしぶ応じる	応じる	
虐待者	パートナー	11	18	29
	きょうだい	1	8	9
	その他	4	3	7
合計		16	29	45

表 16 虐待者 × 一時保護についての意向

		一時保護について			合計
		拒否・回避・しぶしぶ応じる	応諾	一保を提示なし	
虐待者	パートナー	12	9	9	30
	きょうだい	0	4	5	9
	その他	1	0	5	6
合計		13	13	19	45

表 17 虐待者×施設入所についての意向

		施設入所について			合計
		拒否・回避・しぶしぶ応じる	応諾	入所を提示なし	
虐待者	パートナー	7	7	14	28
	きょうだい	0	3	6	9
	その他	1	1	5	7
合計		8	11	25	44

表 18 虐待者×児童相談所の関わりに対する態度

		児童相談所の関わりへの態度		合計
		指導・援助を受け入れる	指導・援助に抵抗	
虐待者	パートナー	8	8	16
	きょうだい	4	0	4
	その他	2	1	3
合計		14	9	23

表 19 虐待期間×非加害親が事実を事前に気づいていたか

		虐待事実を事前に気づいていたか		合計
		気づいていた	気づいていなかった	
虐待期間	1年未満	5	13	18
	1~3年	6	10	16
	3年以上	13	8	21
合計		24	31	55

表 20 虐待事実を事前に気づいていたか×児童相談所が関与後の態度(3群)

		関与後の態度			合計
		守る姿勢を貫く	守る姿勢に転じる	拒否/一貫せず	
事前の気づき	有り	7	10	8	25
	無し	14	9	9	32
合計		21	19	17	57

表 21 虐待期間×虐待事実を知った非加害親の子どもへの初期の態度

		虐待事実を知った初期の態度/子どもに対して			合計
		子どもを守る	放置/否認・責める	動けない/困惑	
虐待期間	1年未満	5	7	8	20
	1~3年	9	6	1	16
	3年以上	3	11	7	21
合計		17	24	16	57

表 22 子どもの意向×児童相談所介入後の非加害親の態度

子ども	非加害親	守る姿勢 を貫く	守る姿に 転じる	一貫せず	拒否	その他	合計
家に帰りたくない		2	5		1	1	9
家族と暮らしたい(虐待者がいても)		1	5	6	1	4	17
家族と暮らしたい(虐待者がいなければ)		12	6	1	2	5	26
親戚、知人のところへ行きたい				1	3	1	5
保護・施設入所希望			1		1		3
どうしたらいいかわからない		1				1	2
その他		3	2	1		1	7
不明		1		2			3
計		20	19	11	8	13	72

表 23 非加害親への支援頻度

随时	35
定期	9
合計	44

表 24 子どもを守る姿勢の非加害親への支援

虐待が何故起こったかを洞察すること	6
虐待者との関係の整理	13
子どもの受けた被害、気持ちについての理解とサポート	14
親自身の傷つきへのサポート	3
家族の再構築の試みへのサポート	4
合計	40

表 27 支援形態

継続面接	13
心理的ケア	6
性教育	2
医療的ケア	1

表 28 子どもへの支援内容

被害の受け止めや開示後の不安へのサポート	13
自己肯定感の取り戻し 表 26 子どもへの支援頻度	12
精神症状への治療的援助	5
随時	26
身体的治療	1
定期	11
性教育(セクシャリティの混乱への手当)	6
不明	1
家族との関係性の整理	21
合計	38
信頼できる人間関係の構築	12
安心して日常生活を送ることへの支援	33
家からの自立	5

表 25 子どもを守る姿勢が見られない非加害親への支援

虐待の事実の直面化	2
子どもの受けた被害、気持ちについて理解することへのサポート	6
子どもを守るために処遇を認めること	5
否認・抵抗を続ける場合、親との対決	1
合計	14

II. 岡山県における性的虐待事例調査

1 岡山県における性的虐待事例調査について

1) 平成 19 年度対応件数

岡山県の児童相談所（以下、「岡山県児相」という。）は、虐待通告後直ちに情報を整理し、緊急受理会議を経て調査（安全確認等を含む）を行い、子どもの置かれている状況等を総合的に判断し、受理会議で虐待の種類を把握・確認している。その結果、岡山県児相が平成 19 年度に虐待と判断し対応した事例は 1048 件（※前年度から継続して支援を行っている事例は含まない）であった。種類別内訳は身体的虐待 138 件、性的虐待 2 件、ネグレクト 716 件、心理的虐待 192 件となっている（表 1）。

表 1 19 年度対応事例

種類	件数
身体的	138
性的	2
ネグレクト	716
心理的	192

2) 事例調査の着眼点

この度の事例調査は、平成 19 年度に児童相談所が対応した性的虐待事例が対象となっていることから、当面、上記の 2 件以外にも対象となる事例がどの程度あるかを把握することを目的として、次の 2 点に着眼して調査を実施した。

まずは、「虐待通告時点で性的虐待が疑われる事例が何件あったのか」という点、もう 1 点は、「前年度から継続して支援している性的事例は何件あるのか」という点である。

「虐待通告時点で性的虐待が疑われる事例は何件あったのか」ということに着眼点を置いた理由は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）における「児童虐待の定義」に基づき、岡山県児相が虐待の種類を把握・確認を行うことにより、性的虐待の実態が把握しにくくなっていると考えたからである。

現在の児童虐待防止法の「児童虐待の定義」によれば、「保護者がその監護する児童について行う行為」とされており、その「保護者」及び「監護する」という解釈が「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省平成 11 年 3 月 29 日児企第 11 号）によると、「少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものでなければならない」とされていることなどから、加害者が実父・実母である場合や児童と養子縁組を行っている場合は判断が容易であるが、加害者が養子縁組を行っていない場合や、内縁関係にある場合、「保護者」であり「監護する」という解釈に該当する人物で

あるという判断が難しいという現状がある。

そのため調査は岡山県児相が保管している平成 19 年度に記録した虐待通告受付票すべての見直しを実施した。

もう 1 点の「前年度から継続して支援している性的虐待事例は何件あるのか」という着眼点については、今回の調査の対象でもあり、岡山県児相の行っている性的虐待事例への支援の実態を明確にし、今後の非虐待者である親・家族（以下、「非加害親」という。）の支援のあり方を充実させることが必要と考えたからである。

調査は、岡山県児相のデータベースから平成 19 年度に性的虐待を主眼に支援をしている事例を検索し調査を実施した。

2. 虐待通告時点で性的虐待が疑われる事例について

1) 性的虐待が疑われる事例

岡山県児相が、平成 19 年度に受けた虐待通告の件数は 1806 件である。そのうち虐待通告時点で性的虐待が疑われる事例は 13 件であった（虐待通告の件数は、きょうだいは 1 人に対しても 1 件と計上している）。

2) 種類別対応状況内訳

13 件の種類別対応状況内訳は、身体的 1 件、性的 2 件、ネグレクト 8 件、ハイリスク 1 件、非該当 1 件となっている（表 2）。

3) 加害者別内訳

13 件の事例を加害者別で見ると、実父 5 件、義・継父 5 件、母親の交際相手 1 件、その他 2 件であった（表 3）。

実父 5 件には、きょうだいが 3 件含まれているため、きょうだいを 1 件と

してカウントすると加害者が実父である事例は3件となる。

虐待の種類別に加害者を見ると、身体的虐待は実父1件、性的虐待は実父

1件、継父1件、ネグレクトは実父3件、養・継父3件、その他2件、ハイリスクは母親の交際相手1件、非該当は継父1件であった（表4）。

表2 虐待種類

虐待種類	件数
身体的	1
性的	2
ネグレクト	8
ハイリスク	1
非該当	1

表3 虐待者

虐待者	件数
実父	5
養・継・内父	5
母親の交際相手 (同居なし)	1
その他	2

表4 種類別虐待者内訳

種類別虐待者内訳		
種類	加害者	件数
身体的	実父	1
性的	実父	1
	養・継・内父	1
	実父	3
ネグレクト	養・継・内父	3
	その他	2
ハイリスク	母の交際相手 (同居なし)	1
非該当	養・継・内父	1

3. 前年度から継続して支援している性的虐待事例について

1) 事例の詳細

対象とした事例は、虐待通告時点で性的虐待が疑われた事例と前年度から継続して支援している性的虐待事例 12 事例である。

12 事例の虐待種類別内訳は、性的虐待 7 件、ネグレクト 3 件、非該当 2 件である。

2) 発見の経緯

発見の経緯は、子どもからの相談が 4 件となっている。その他は、施設へ入所後に施設職員が発見をしたものと 1 件として計上している（表 5）。

3) 性的被虐待児

①性別

被害児童の性別は、すべて女児となっている。

②年齢

年齢は、15 歳以上（高校生）の児童が全体の約 4 割を占めている（表 6）。

③家族構成

家族構成別の状況では、繼父・実母世帯が約 4 割となっている。その他は、祖父母同居の世帯である（表 6）。

虐待者は、実父以外が約 7 割を占めている。きょうだいは、姉・兄、その他親族は母方祖父・母方伯父である（表 8）。内訳は、重複計上である。

他のきょうだいへの虐待については、約 6 割が有となっており、内訳はネグレクトが多い。

4) 非加害親の態度

①続柄

非加害親と子どもとの続柄（表 9）は、実母がほとんどを占めている。その他親族は母方祖父母である。表 10

は、非加害親から見た虐待者との続柄の件数で、夫婦・内縁以外が約 3 割である。

②事前の気づき

5 割の非加害親は、虐待事実を事前に気づいており、子どもを守るためにすぐに行動を起こした非加害親は約 3 割である（表 11、表 12）。その行動の中身は、告訴といった法的手段をとった事例も 1 件ある。その他は、一時保護を依頼してきた事例を計上している。

③介入後の態度

子どもを守りきれない場合の事情（表 13）としては、虐待者との関係が約 4 割となっている。その他は、虐待者との間の子どもの養育を重視していることから、虐待者との関係もしくは経済的問題に含まれる可能性がある。件数は重複計上となっている。

④非加害親と虐待者との関係

非加害親と虐待者との関係は（表 14）、依存、支配服従関係が約 4 割を占めており、DV が介在するものも約 2 割を占めている。その他は「自分の理解者」、「親子・きょうだい」、「生活の支援者」といった内容が含まれている。件数は重複計上となっている。

⑤非加害親の虐待歴

非加害親の虐待歴に関しては、ほとんどが確認できていないが、虐待被害歴が確認できた 2 件のうち、2 件は性的虐待である。

5) 非加害親への支援

非加害親への継続的な支援を行っている事例は 3 件であった。非加害親が、子どもを守る姿勢の事例に対して行った具体的な支援の内容は表 15 のとお

りである。件数は複数計上となっている。

非加害親が、子どもを守る姿勢が見

られない事例に対して行った具体的な支援の内容は表 16 のとおりである。

件数は複数計上となっている。

表 5 発見の経路

発見の経緯	件数
家族が発見	3
子が相談	4
周囲が気づく	4
他の症状等への対処から	0
病院で発見	0
その他	1

表 6 受付時年齢

受付時年齢	件数
6 歳	2
7 歳	1
8 歳	1
11 歳	1
12 歳	2
15 歳	1
16 歳	3
17 歳	1

表 7 家族構成

家族構成	件数
実父母世帯	3
繼父・実母世帯	5
父子世帯	1
その他	3

表 8 虐待者内訳

虐待者内訳	件数
実父	3
養父・繼父・内夫	6
母の交際相手(同居なし)	1
きょうだい	2
その他親族	2

表 9 被加害者親と子どもの続柄

非加害親と子どもの続柄	件数
実母	11
養母・继母	0
父の交際相手	0
その他親族	1
その他	0

表 10 被加害者親と虐待者の続柄

非加害親と虐待者の続柄	件数
夫婦	7
内縁	3
親子	3
その他	1

表 11 虐待事実の事前の気づき